

【判例評釈】会社と社債権者の償還期限の延長に係る合意の成立を認めず、社債権者による社債償還請求が認容された事例【東京地判平成28年4月11日金判1501号48頁平成25年(ワ)第28394号社債償還請求事件】

水島 治^a

要旨

本件は、被告Yの社債権者である原告Xが、Yに対し、社債の償還期限が経過したとして、社債償還請求権に基づき、社債元本及びこれに対する償還期限の翌日から支払済みまでの商事法定利率の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。Yは、Xの請求に対して、償還期限は当事者間の合意により延長されており、Xの請求は信義則違反又は権利の濫用として許されないと主張している。本論文は、本件についての判例評釈である。

キーワード：社債、償還請求、償還期限の延長、信義則違反、権利の濫用

1. 事実の概要

前提事実及び裁判所の認定事実によると、以下の事実が認められる。

(1) 当事者その他の本件関係者

Xは、訴外株式会社Zの創業者で、その妻Aとの間に、長女B、長男C、二女D、三女E及び二男Fの5人の子がある。Xは、Zの代表取締役社長、同会長を務めていたが、本件訴訟の提起後の平成27年3月27日に取締役を退任している（Zの現在の代表取締役社長は、Bである。なお、Bは、平成21年3月から平成26年7月までの間及び平成27年1月から現在に至るまでZの代表取締役を務めている。）。

Yは、不動産の管理業等を目的として昭和60年に設立された株式会社であり、現在、Yの株式は、Xの5人の子らが各18%、Aが10%をそれぞれ保有している。本件訴訟の提起時のYの役員は、Dが代表取締役、B、C、E及びFが取締役、Aが監査役であったが、本件訴訟の提起後の平成26年1月6日、C及びAはYの役員を解任され、Eが監査役に就任した。Yには、上記役員以外の従業員はおらず、その資産の大半はZの株式であって、平成25年12月末時点で、筆頭株主であったX（発行済株式総数の約18%）に次ぐZの大株主（発行済株式総数の約10%）であった。

(2) 本件社債発行等

平成19年11月下旬頃、Xも同席して開かれたYの取締役会において、Bは、スケッチブックに手書きをして作成した資料に基づき、Xの保有するZの株式を子世代に移転する方法や、Xの子らの間のYの持株比率の不均等を解決する方法について説明し、これを踏まえて協議がされたが、当日の取締役会では結論は得られず、同年12月24日に再度Xも出席して取締役会が開かれた。この間に、前回の資料に記載されていたXの子らの間のYの持株比率の均等化の4つの方法のうち4番目の方策が税務上困難であることが判明したため、その部分を紙で覆い、残りの3つの方法についての詳しい説明を付加した資料を作成し、これに基づいて説明した。これを踏まえた協議の中で、Xから、Zの株式をXの子ら個人が買う方がメリットがあるという話が出たため、Bは、購入者を個人とする方法とYとする方法との比較を説明した。その結果、後記(3)のとおり贈与を行いXの子らの間のY株式保有数を均等にすることが承認されるとともに、Xの保有するZの株式をYに対して譲渡することが確認された（以上、この段落の事実は裁判所の認定によるものである。判決【事実及び理由】第3・1・(1)・イ）。

Xは、Y（当時の代表取締役は、Bである。）に対し、平成20年3月28日、Xの保有するZの株式480万株のうち130万株（以下、「本件株式」という。）を時価にて譲

a 武蔵大学経済学部 教授 〒176-8534 東京都練馬区豊玉上1-26-1

渡した(以下、「本件株式譲渡」という.)。同日のZの株式の終値は、1株当たり1183円であり、本件株式譲渡の代金は合計15億3790万円となった。Yは、本件株式譲渡に係る代金支払いのための資金(後記の本件社債発行までのつなぎ融資)として、同日、金融機関から15億6000万円を借り入れた。

Yは、同年4月4日、上記借入金の返済のため(すなわち、実質的には本件株式譲渡代金の支払いのため)、概ね以下の内容の第1回無担保普通社債(以下、「本件社債」という.)を発行し、Xはこれを全て引き受けた(以下、「本件社債発行」という.)。

ア 社債の総額 15億円(各社債の金額1億円、口数15口)

イ 利息の支払 年利1.5%(年365日日割計算)とし、毎年4月3日に1年毎の利息分を支払う

ウ 償還方法等 償還期限(平成25年4月3日)に元本を一括して償還する(以下、この期限を「本件償還期限」という.)

平成20年3月28日の本件株式譲渡に当たっては、株式譲渡契約書が作成されている。また、本件社債発行に当たっては、Xに対する募集事項の通知、Xからの申込証の交付及びXに対する社債の割当決定の通知の各手続が順次行われた。その後、本件社債について社債原簿が作成され、Xに対して社債原簿記載事項証明書が発行された(以上、この段落の事実は裁判所の認定によるものである。判決【事実及び理由】第3・1・(2))。

Yは、平成20年4月2日、Xに対し、上記金融機関からの借入金によって本件株式譲渡の代金を支払い、Xは、同月3日、Yに対し、本件社債の総額を払い込み、Yは、同月4日、上記金融機関に対し、上記借入金の返済をした。

(3) CからXの他の子らに対するY株式の譲渡

本件株式譲渡及び本件社債発行に先立つ平成20年2月13日時点において、Y株式の保有数は、Cが800株(発行済株式総数の50%)、その他のXの子ら及びAが各160株(発行済株式総数の各10%)であったところ、同日、Cは、その他のXの子ら(すなわちB、D、E及びF)に対し、Y株式を各128株贈与し、Xの子ら5名の間においてY株式の保有数は同一となった(発行済株式総数の各18%)。

上記贈与に伴い、贈与を受けた4名は、それぞれ2194万円余の贈与税を負担することとなった。Yは、当時、Zの株式59万2000株等の資産を有しており、申告書上の贈与に係る財産の価額は4948万円余とされていた。なお、上記4名は、同贈与税の納付に当たり、それぞれ

Aから2000万円を年利1%の約定で借り入れ、その後、Eを除く3名は、平成25年9月までの間に元利金を分割弁済し、Eは、最終弁済期限を平成46年9月として、元利金の繰上げ分割弁済を継続している。

(4) 本件社債の償還方法等についての話し合い

本件償還期限が近付いた平成25年2月16日、X宅において、Yの当時の役員6名(Xの子ら及びA、Yの代表取締役はDである.)が出席してYの取締役会(以下、「本件取締役会」という.)が開催され、同席したXも交えて、本件社債の償還方法等についての話し合いがされた(この話し合いの結果については、後記のとおり当事者間において争いがある.)。

Bは、平成21年3月にはZの代表取締役社長に就任したが、その後、Bと代表取締役会長であるXとの間において、Zの経営方針等を巡って意見が対立することがあり、遅くとも本件取締役会が開催される前までには、Xは、Zにおいて自らの意見が尊重されないことについて、強い不満を抱くようになっていた。そして、Xは、本件取締役会の直前には、Dに対し、本件社債について一部でも償還するよう求めた。Yは、本件取締役会を開催することとし、その旨Xに連絡し、同席を求めた(以上、この段落の事実は裁判所の認定によるものである。判決【事実及び理由】第3・1・(3))。

本件取締役会後、平成25年3月のZの株主総会の議案決定のための取締役会が予定されていた同月8日の前日である7日に、X側の取締役がBに通知することなく別途取締役会を招集するなどしたため、同招集に関与した取締役はBによって辞任させられ、また、同月8日の取締役会においては、Bの意向に沿う役員選任議案が決議された(以上、この段落の事実は裁判所の認定によるものである。判決【事実及び理由】第3・1・(4)・ア)。

平成25年3月頃、Yは、「議長は、本件社債の償還期限が到来するところ、当社の財務状況に鑑み、社債権者の同意を得て別紙要項のとおり本件社債の条件を変更(変更箇所は下線部)したい旨を説明し、この可否を議場に諮ったところ、全員一致をもって承認可決した。」旨の議事の経過及び結果が記載され、別紙として、償還期限につき「平成30年4月3日」と記載され、それ以外は発行当時と同一の条件が記載された本件社債の要項を添付した本件取締役会の議事録原案(以下、「本件議事録」という.)を作成し、役員ら(Xの子ら及びA)の押印手続に供した。B、F及びCは、それぞれ本件議事録に押印したが、その後、その存在を知ったAが、本件議事録をFから受け取り、そのまま自ら保管したため、押印手続は進まず、本件議事録は完成には至らなかった(以上、

この段落の事実は裁判所の認定によるものである。判決【事実及び理由】第3・1・(4)・イ。

(5) 本件提訴

Xは、Yに対し、平成25年9月17日付け催告書により、本件社債の元本、未払利息及び遅延損害金の支払いを求めた。しかし、Yは、本件償還期限を5年間延長する旨の合意を同年2月16日にXとの間でしたと主張してこれを拒んだため、Xは、同年10月28日、社債償還請求権に基づき、社債元本及びこれに対する償還期限の翌日から支払済みまでの商事法定利率の割合による遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起した（以下、「本件提訴」という。）。

本件における争点は、①本件社債については、償還までの期間は5年と定められていたものの、Xについて相続が開始するまでは、償還期限を延長しない旨、又は条件を変更する旨の別段の合意のない限り、別途任意に一部償還され得るほかは、同一条件により、5年ずつ償還期限がいわば半永久的に延長されることが前提となっており、XとYとの間において、本件社債発行時まで、その旨の明示または黙示の合意（以下、「本件当初合意」という。）があったか（主位的抗弁）、②平成25年2月16日、XとYとの間において、本件社債につき、他の条件は同一のまま、本件償還期限を5年間延長するとの合意（以下、「本件延長合意」という。）があったか（予備的抗弁①）、③本件社債償還請求が信義則違反又は権利の濫用として許されないか（予備的抗弁②）の3点である。

2. 判旨

請求認容【確定】

(1) 争点①について

「本件当初合意の成否について検討するに、本件証拠上、本件当初合意がされたことを直接的に裏付ける書証はないところ、Bは、平成19年12月のYの取締役会において、Xの子らの一人から償還の方法について質問があり、BからZの株価が下がった時に同社株式を追加で購入してその後売却益で償還していく旨の発言があったのに対し、Xから「親なんだから、返せとは言わない」というような発言があり、この際に本件当初合意が成立した旨証言する。

しかしながら、……Xから本件社債の償還請求がされ

ることが念頭に置かれていなかったとしても、本件における相続対策が実質的にXからXの子らへ利益を与える内容のものであることに照らせば、そのことは直ちに法的拘束力をもった合意に基づくものとは評価することはできず、飽くまでXとその子らとの間の信頼関係に基づくものとも評価し得るものであり、仮に、Xが上記Bの証言どおりの発言をしたとしても、同様にそのことから直ちに法的拘束力をもった合意が成立したと解することもできない。そして、本件において、Y代表者であるDの陳述書によれば、Xの同意がなければ本件社債の償還期限の延長を行うことができないのでXにも本件取締役会に参加してもらったものとされている（この点、Dは、Y代表者尋問において、上記記載の趣旨は、償還期限の延長をするか否かではなく、条件の同意を得る必要があることを述べたものであると説明するが、同陳述書の記載内容とは明らかに内容が異なるものであって、採用できない。）こと、本件取締役会においても、また、……その後の本件提訴に至るまでの間にも、YないしB、D等のY側関係者がXに対して本件当初合意の存在を明確に主張していたことはうかがわれず、本件訴訟において本件当初合意の主張がされたのも、提訴から1年半余りが経過した後であることに照らせば、本件社債発行当時に、XとYとの間において、Y主張のような法的な拘束力を有する本件当初合意が明示的または黙示的にされた事実を認めることはできず、Xから本件社債の償還請求がされないことは、X、Y間の信頼関係の継続を前提としたものにすぎないというべきである。」

(2) 争点②について

「A及びDの提案、確認に対するXの態度¹が、本件償還期限を延長することに対する同意の表明と評価し得るか検討するに、上記……のとおり、Xは、本件取締役会以前からZにおける待遇等について強い不満を抱き、本件取締役会当日においても、本件社債の少なくとも一部（3億円程度）の償還を求め……、年間3000万円の支払というY側からの提案も拒否している。そのようなXが、自らの当初の要求より大幅に不利益であるばかりか、Y側からの提案よりも不利益な内容であるAの提案に対し、直ちに同意するというのは、唐突であって経過として不自然さを否めない。したがって、Xの上記態度は、一般的には、それをもってAないしDの提案、確認に対する同意とみることはできず、それを改めて検討す

¹ 判旨にいう「A及びDの提案、確認に対するXの態度」とは、①本件取締役会の終了間際に、AからXに対し、本件社債について同一の条件で償還期限を延長することでよいのではないかと提案がされたこと、②これに対し、Xは黙ってうなずいたこと、③Dが再度、条件の確認をしたところ、Xは異議を述べなかったことを指している。

ることを肯定したものにすぎないともいい得る。しかしながら、上記……で見たように、AがXが上記同意をした旨発言し、Cもこれと整合的な行動をしていること、家族として永年Xと交流を有していた他のXの子らもXが上記同意をしたと受け止めたことに照らせば、X、Y間においては、Xの上記態度は、上記提案、確認に対する容認の意向を表明したものと評価し得るというべきである……。

そこで、本件延長合意の成否について検討するに、本件社債の元本額は15億円と極めて多額であり、……、本件社債発行当時、Xとその子らとの間において、信頼関係に基づき、Xから本件社債の償還請求がされることが念頭に置かれていなかったとはいえ、……、本件当初合意は認められず、Xの本件社債の償還請求権は放棄されていなかったことなどからすると、本件社債に関する償還期限を始めとする具体的な条件の内容は、直接の当事者であるX及びYのみならず、Xの子ら、Z及びその関係者の利害に関わるものであり、X及びその子らにとって慎重な検討・判断を要する重大な問題であるということが出来る。また、証拠（証人B）によれば、本件社債に関する条件は、税務当局との関係など対外的に明確な形で書面化される必要があったことが認められ、Y自身の会計処理の上でも書面による処理が必要であったと考えられるところ、Zの経営に永く携わってきたXにおいても、その必要性は認識していたものと推認することが出来る。さらに、……、本件社債発行当時においては、本件株式譲渡が書面により行われた上、本件社債の発行は、会社法の定めに沿った書面による手続で行われている。

これらの事情に鑑みると、本件社債の条件の変更については、それが償還期限を単純に5年間延長するにすぎないものであるとしても、関係者の意識としては、口頭による合意の内容の書面化をもって初めて正式な合意とする意向であったものとみるのが相当であり、……Xの意向は、今後、改めて書面により本件償還期限の延長を合意するとの趣旨のものであり、この意向の表明をもって直ちに法的な拘束力を有する正式な合意がされたものとみるのは相当ではない。

そして、本件償還期限を延長する旨合意する書面は作成されず、……、同年3月に作成された本件議事録の押印手続がXの妻であるAによって妨げられたという事実関係の下においては、本件延長合意が成立したものと認めることはできない。」

(3) 争点③について

「本件当初合意が成立していたものとは認められず、本件延長合意が成立したものとも認められないところ、

本件社債発行当時、Xとその子らとの間において、Xから本件社債の償還請求がされることが念頭に置かれていなかった……。しかし、これは、……、本件における相続対策としての性質上、飽くまでXとその子らとの間の信頼関係を基礎にしたものであるというべきところ、……、XとBとの間の信頼関係は失われており、XとD、E及びFとの信頼関係も、当時のものから大きく変わっている。したがって、そのような信頼関係が変化した状況の下でXが本件社債の償還を請求したとしても、そのこと自体が信義則に反し、または権利を濫用するものとはいえない。

また、本件社債の償還義務を履行するに当たってのY及びその株主であるXの子らの負担の大きさやその資金確保のために保有資産を処分することによる影響は、Yの債務の履行に伴うものであり、それ自体をもってXの本件請求を信義則に反し、権利の濫用に当たるとすることはできない。さらに、YやCを除くXの子らは、CからのY株式の譲渡等を含む相続対策に伴って贈与税等の一定の負担をしているものの、その一方で、Yは、本件株式の配当を受け、上記子らは役員報酬を通じて相当額の利益を得ている。そして、上記子らは、Cから当該贈与税に対応する資産を得たのであるから、Xの本件請求により贈与税の負担が無意義なものになるとまでいうことはできない。そうすると、上記のような負担を考慮しても、Xによる本件社債の償還の請求が信義則に反し、または権利を濫用するものとする事情は認められない。」

3. 評釈

3.1 本判決の意義

本件は、X・Y間における社債の償還期限に関する延長合意の成立を認めず、Xによる本件社債の償還請求が認容された事案である。

本判決は、社債の償還期限の設定及び変更について、民法の契約（法律行為）の成否ないし変更に係る法理（以下、「契約法理」という。）が適用されたものであるが、事案が特殊であるためか、該当する判例も見当たらないとされる（金判1501号51頁[本件コメント]、以下、単に「本件コメント」という。）。しかし、同族会社や事業承継の場面において本件のような社債の利用が行われる場合、経営権の帰属や相続等をめぐる紛争を契機として本件と類似した紛争が生じる可能性もある。そうした意味において、本判決は事例判断ではあるが、同種事例の解決の参考になるものと思われる（本村ほか（2016）57頁）。

3.2 争点①及び争点②について

3.2.1 会社と社債権者の個別的合意による社債の償還期限の設定・変更

(一) 会社法上、会社は、社債の募集の都度、社債の償還期限を定めなければならない(会社法676条4号)、社債発行後における償還期限の延長(支払猶予)については、社債権者集会の決議を経て(会社法716条)、当該決議について裁判所の認可を受けなければならない(会社法734条1項)。しかしながら、Yは、償還期限の設定については本件当初合意、償還期限の延長については本件延長合意という会社法上の手続によらない個別的合意によってそれぞれ行われていると主張している。そこで、本判決を検討する前提として、Yの主張の背景ないし法律構成を検討する。

(二) この点については、「同族のグループ企業に属する、その親会社というべきZの株式をその所有者であるXからその子会社というべきYが譲渡を受けることによって、その意図ないし目的の程度はともかく、Z株式に係る安定株主対策ないしこれを保有するXに係る相続対策を講じたものであって、そのために、Yが本件社債を発行しているところ、その発行した本件社債の全部をZ株式をYに譲渡したXが引き受けたという経緯がある」として、「そのような実態をみれば、Xがその保有するZ株式をYに譲渡したが、Yの支払うべき譲渡代金を本件社債の償還期限まで猶予したというに等しいものであると認めても、それ自体、少しも不自然、不合理ではない」とする見解(本件コメント51頁)がある。本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視できるかは、本件社債の発行目的をどの程度実質的に評価するかという問題でもある。つまり、本件社債によりYが調達した資金が金融機関からの借入金の返済資金に充てられている点を形式的にみるならば、本件社債は返済資金の調達を目的とした本来の社債の利用であって、本件株式譲渡代金の支払猶予とは同視することはできないと評価されることになろう。これに対して、本件社債が安定株主対策ないし相続対策という1つの目的によって包摂された一体的なスキーム(以下、「本件スキーム」という。²)の一部として発行されている点を重視するならば、本件社債の実質的な発行目的は資金調達ではなく、本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視する余地が認められる。上記の見解は、おそらくはこの立場に近いものと推測される。

(三) 本件社債が本件株式譲渡代金の支払猶予と同視できるか否かは、本件当初合意及び本件延長合意と会社法における社債の償還期限の設定ないし変更に関する規定の適用の有無にも影響する。本件コメントでは、両者を同視することを前提として、本件当初合意及び本件延長合意について、「本来の社債の償還期限の設定ないしその変更といった場合ではなく、X・Y間の個別的な折衝で、YのXに対するその譲渡代金の支払期限が更に猶予されるということそれ自体はあり得ないところではなく、しかも、本件株式譲渡が安定株主対策および相続対策を意図ないし目的としたものであったとすると、当初猶予されていた譲渡代金の支払期限が更に猶予されたとしても、これを直ちに不自然、不合理であるなどというべきものではないように解される」としている(本件コメント51頁)。上記の見解は、本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視することを前提として、本件当初合意及び本件延長合意が、本件株式譲渡代金の支払猶予の再猶予合意の成否の問題であって、本来の意味での社債の償還期限の設定ないし変更の問題ではないと切り分けたものといえる。このように整理すると、本件当初合意及び本件延長合意は、会社法の社債に関する規定の適用問題ではなく、契約法理の適用問題に収斂されることになろう。

他方、本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視しない場合には、本件当初合意及び本件延長合意は、基本的に社債の償還期限の設定ないし変更に関する会社法の規定の適用問題となる。たとえば、社債を他の合意と同視しないで事案処理した事例としては、東京地判平成25年12月11日平成25年(ワ)第12511号社債償還等請求事件【LEX/DB文献番号】25516638がある。この事案では、婦人服の販売等を業とする株式会社(被告)が発行した転換社債型無担保新株予約権付社債の社債権者である原告らが、償還期限経過後も社債元金が償還されなかったため、被告に対して社債元金及び遅延損害金の支払いを求めたのに対して、被告側は、本件の各社債の引受けは、実質はベンチャー企業に対する投資であり、そもそも償還が起りえないこともあることは関係者の合意事項であったと主張している。前掲平成25年東京地判は「被告に対するベンチャー企業としての投資目的で社債を発行したことが認められるが、経済的目的がそうであるとしても、被告の転換社債型無担保新株予約権付社債の要項、社債申込証及び社債券を見ても、被告主張

² 本件の場合には、X及びYが本件スキームの当事者であり、本件スキームを構築する過程が具体的に立証されており、本件スキームの存在を念頭に事案処理する余地は十分に認められる。

のとおり償還が起りえないこともあることについての記載が見当たらない以上、被告の主張は認められない」と判示している。前掲平成25年東京地判は、社債の実質的な発行目的が認定できる場合であっても、それによって当該社債の償還の内容が左右されるものではないとして、償還が起りえないことについての関係者の合意の有無を判断することなく、原告の償還請求を認容している。本判決との対比からすると、前掲平成25年東京地判は、社債が社債である以上、その実質的な発行目的によって、社債以外の合意³と同視することはせず、償還に関する会社法の規定を一律に適用したものと評価することができる。

なお、本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視しない場合であっても、①本件社債の社債性を否定して、本件社債が通常の消費貸借契約にすぎないと端的に認定する場合や②社債であっても、その実質的な発行目的が資金調達でないときには、社債の償還期限の設定ないし変更に関する会社法の規律が適用されないと解する余地を認めるならば、契約法理の適用問題として処理する余地があるかもしれない。しかし、本件社債の社債性については争わず、本件当初合意及び本件延長合意の成否を争う本件の当事者の主張からすると、①のような構成は難しい。また、社債の実質的な発行目的にかかわらず、会社法がすべての社債について同一の規律としている点からすると、②の構成も難しいように思われる（この点は、次節において検討する。）。

3.2.2 本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視しない場合の処理の可能性

（一）本件の場合、当事者は本件社債の社債性を争わない一方、社債の償還期限の設定ないし変更に関する会社法の規定の適用の有無ではなく、本件当初合意及び本件延長合意の成否を争うという若干ねじれた構成の主張となっている。そして、本判決は、本件社債と本件株式譲渡代金の支払猶予とが同視されることも、同視できる条件も明確にせず、会社法の社債に関する規定の適用にも言及しないままに、本件当初合意及び本件延長合意の成

否のみを判示するというものとなっている。そこで、若干傍論的であるが、本件社債を本件株式譲渡代金の支払猶予と同視しないことを前提として、会社法の社債に関する規定との関係で本件のような問題を処理する余地がないかという点を検討する。

（二）会社法では、社債に関する規定の適用関係を明確にするために、社債を「この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、第六百七十六条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるもの」との定義規定を設け（会社法2条23号）、曖昧な解釈を排し、社債に係る会社法の規律の適用の有無を明確にすることとしている（相澤・葉玉（2005）13頁）⁴。このような理解を前提とするならば、少なくとも当事者間で社債であることについて争いがなければ、当該社債の償還は会社法の社債に関する規定が一律に適用されると解するべきであろう。ただし、社債の定義規定は、①社債が会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であるという部分と②社債が会社法676条各号に掲げる事項についての定め（以下、「償還約定」という。）に従って償還されるという部分に分けることができ、いずれを重視してアプローチするかによって法律関係の処理も微妙に異なるように思われる。

①の部分についてみると、社債の法的性質については、一般に消費貸借契約に類似する無名契約と解されている（鴻（1958）19頁、大江（2013）270頁、江頭（2015）716頁）⁵。社債が純然たる金銭債権であるにもかかわらず、会社法が社債に関する規定を置く理由については、（a）社債を有価証券化する（又は振替制度に乗せる）こと、（b）公衆という集団に対する起債のためその発行に技術的処理を設けること、（c）多数の社債権者を保護し集団的な取扱いが必要であることといった、もっぱら技術的な要素に求められている（大江（2013）271頁、奥島ほか（2015）113頁）。このため、こうした技術的な要素を考慮する必要性が低い社債であれば⁶、消費貸借契約の場合と同様に契約法理の枠組みによって、償還期限を設定ないし変更する余地もあるかもしれない。本件の場

³ たとえば、前掲平成25年東京地判では、発行された社債がベンチャー企業に対する投資の合意と同視できるかどうかといった点には言及していない。

⁴ 会社法における社債の定義規定については、制定時から批判も強く、「公衆である債券投資家の保護にも、法律関係の明確化にも寄与していない」という批判（江頭（2015）716頁）もある（奥島ほか（2015）112-113頁参照）。

⁵ 橋本（2015）22頁は、会社が償還（及び利息の支払）に係る債務を負担する点においてのみ消費貸借契約に類似している。

⁶ なお、本件社債は、発行回数が1回、社債権者が1名、社債の総額が15億円であった。これに対して、前掲平成25年東京地判の事案では、被告による社債の引き受けの募集が6回、社債権者が原告だけで9名、1回当たりの社債の総額が1000万から3300万円である。

合、社債権者はXのみであり、本件スキームは本件社債が償還請求されると事実上破綻する構造であることからすると、本件社債は少なくとも本件スキーム関係者以外への譲渡が事実上想定されていない。このため、本件社債は、社債ではあるが、会社法が想定する技術的な要素を考慮する必要性が低い社債であると評価でき、社債の実質的な発行目的を考慮しながら、個別的合意による償還期限の設定ないし変更が許容される余地が認められるかもしれない。しかし、会社法は社債として発行されている限りにおいては、その流通可能性や頻度等にかかわらず、すべて同一の規律に服するものとしており、技術的な要素を考慮しながら社債に関する会社法の規定の適用を別異に解するのは解釈としては難しい。

他方、②の部分のような償還約定に基づく償還という面を重視するならば、社債が消費貸借契約類似の金銭債権であるとしても、償還約定による償還以外は認められず、また償還約定の変更は会社法所定の手続が必要となる。つまり、社債の実質的な発行目的や個別的合意によって償還期限の設定ないし変更をする余地は認められず、個別的合意による償還約定の変更を許容する規定がない以上、契約法理の枠組みによる余地はないというべきであろう。

3.2.3 本件当初合意及び本件延長合意の成否の認定

(一) 本件当初合意の成否については、本判決は、当該合意がされたことを直接的に裏付ける書証がないことを確認した上で、①仮に、XがBの証言どおり「親なんだから、返せとは言わない」の発言をしたとしても、そのことから直ちに法的拘束力をもった合意が成立したと解することもできないこと、②Y代表者であるDの陳述書によれば、Xの同意がなければ本件社債の償還期限の延長を行うことができないのでXにも本件取締役会に参加してもらったものとされていること、③本件取締役会においても、その後の本件提訴に至るまでの間にも、YないしB、D等のY側関係者がXに対して本件当初合意の存在を明確に主張していたことはうかがわれず、本件訴訟において本件当初合意の主張がされたのも、提訴から1年半余りが経過した後であることを指摘して、「本件当初合意が明示的又は黙示的にされた事実を認めることはでき」ないとしている。①から③の事実を前提とすれば、本件当初合意の成立を認めるのは難しいと思われ、判旨は妥当なものと考えられる。

なお、本判決は、本件当初合意が認められないにもかかわらず、Xから本件社債の償還請求がされないことは、「X、Y間の信頼関係の継続を前提としたものにすぎないというべきである」としている。社債の償還を信頼

関係と結び付けている点は、信頼関係の有無や程度を問題とせずに償還約定に従い償還することを前提とする会社法の規律よりも、契約法理の枠組みに親和的なものであろう。

(二) 本件延長合意の成否については、A及びDの提案、確認に対するXの態度を容認の意向表明と認定した上で、そこから本件延長合意の成否を書面化との関係で判断するという二段階の枠組みとなっている。本件当初合意と本件延長合意と比較すると、前者の方が本件スキームの当事者に及ぼす影響は大きく、後者よりも書面化の必要性が高いようにもみえる。また、本判決が、本件当初合意では書面化の問題に言及していないのに対して、本件延長合意では書面化の問題に言及している点で、本判決は両合意の成否の判断枠組みを別異に解しているようにも読めなくもない。しかしながら、本件延長合意の場合には、本件社債の償還期限の延長についてXによる容認の意向表明が一応認定されており、それとの関係で本件延長合意の成否を明らかにするという観点から書面化の問題が言及されているものと推測される。

書面化の必要性を基礎付ける事情については、本判決は、①本件社債に関する償還期限を始めとする具体的な条件の内容は、直接の当事者であるX及びYのみならず、Xの子ら、Z及びその関係者の利害に関わるものであり、X及びその子らにとって慎重な検討・判断を要する重大な問題であること、②本件社債に関する条件は、税務当局との関係など対外的に明確な形で書面化される必要があったことが認められ、Y自身の会計処理の上でも書面による処理が必要であったと考えられるところ、Zの経営に永く携わってきたXにおいても、その必要性は認識していたものと推測することができること、③本件社債発行当時においては、本件株式譲渡が書面により行われた上、本件社債の発行は、会社法の定めに沿った書面による手続で行われていることを指摘して、「これらの事情に鑑みると、本件社債の条件の変更については、それが償還期限を単純に5年間延長するにすぎないものであるとしても、関係者の意識としては、口頭による合意の内容の書面化をもって初めて正式な合意とする意向であったものとみるのが相当である」としている。①はともかく、②については、税務当局や会計処理上の関係で書面化が必要であることと書面化をもって初めて本件延長合意が成立するということは基本的に別の問題であり、③については、本件当初合意及び本件延長合意のような会社法上の手続によらない取扱いの余地を許容しながら、書面化が必要な事情として会社法を持ち出しているのは少々違和感がある。

3.3 争点③について

(一) 争点③では、本件社債の償還請求が信義則違反又は権利の濫用に当たるかが争われている。本判決は、本件社債の発行当時、Xとその子らの間において、Xによる本件社債の償還請求は念頭に置かれていないが、それは、本件における相続対策としての性質上、あくまでXとその子らとの間における信頼関係を基礎にしたものであるとして、「そのような信頼関係が変化した状況の下でXが本件社債の償還を請求したとしても、そのこと自体が信義則に反し、又は権利を濫用するものとはいえない」としている。本判決の枠組みからすれば、Xによる本件社債の償還請求がされないのは、本件当初合意又は本件延長合意が成立している場合か、Xとその子らとの間における信頼関係が継続している場合かのいずれかであり、前者が否定された以上、後者によって本件社債の償還請求は妨げられている。そして、信頼関係の変化によって、後者もすでに失われていることからすれば、結果としてXによる本件社債の償還請求を妨げる理由は認められない（つまり、正当な権利行使である）ということになるのであろう。

(二) 本判決は、本件社債の償還義務を履行するに当たってのY及びその株主であるXの子らの負担の大きさやその資金確保のために保有資産を処分することによる影響は、Yの債務の履行に伴うものであり、それ自体をもってXの本件請求を信義則に反し、権利の濫用に当たるとすることはできないとする。Xによる本件社債の償還請求が正当な権利行使であることを前提とすれば、償還請求によってYに償還のための資金確保の必要が生じ、その影響がYの株主に及ぶことはやむを得ないことであるから、それをもって信義則違反や権利の濫用を根拠付ける事情とするのは難しいといえ、判旨は妥当なものと考えられる。

3.4 結語

本件の場合、本件社債が社債であることについて当事者間に争いはなく、本件当初合意及び本件延長合意の成否が争点とされていることからすれば、本判決は争点を

素直に処理をしたものといえ、結論それ自体についても妥当なものと考えられる。

しかし、社債は社債であって、その実質的な発行目的によって、社債が消費貸借契約となるわけではない。そして、会社法は、社債の実質的な発行目的にかかわらず、その償還を一律に規律している以上、会社法上の手続によらない個別の合意による償還期限の設定ないし変更を許容するのは難しいといわざるをえない。このため、本件の場合にも、会社法の社債に関する規定を適用して、本件当初合意については募集社債に関する事項の決定との関係で、本件延長合意については社債の全部について償還期限の延長との関係で事案を処理するべきであり、本件当初合意及び本件延長合意があたかも可能であるかのような本判決の事案の処理には疑問がある。Xは、会社法上の手続が履践されていないことを理由として、本件当初合意及び本件延長合意についてのYの主張には理由がないと主張している。判旨ではこの点について特に言及していないが、この枠組みによる事案の処理が好ましかったと思われる。

参考文献

- 相澤哲・葉玉匡美(2005)「新会社法の解説(13)社債」旬刊商事法務1751号13-23頁
 江頭憲治郎(2015)『株式会社法[第6版]』(有斐閣)
 大江忠(2013)『要件事実会社法(3)』(商事法務)
 鴻常夫(1958)『法律学全集33社債法』(有斐閣)
 奥島孝康・落合誠一・浜田道代編(2015)『別冊法学セミナー no. 239 新基本法コンメンタール 会社法3[第2版]』(日本評論社)
 橋本円(2015)『社債法』(商事法務)
 本村健ほか(2016)「新商事判例便覧 No.690 会社と社債権者の償還期限延長に係る合意を認めず、信義則違反または権利濫用の抗弁を排斥して、社債権者による社債償還請求を認容した事例[社債償還請求事件(大塚家具資産管理会社)]」旬刊商事法務2117号57頁

付記

本論文は、平成29年度武蔵大学総合研究所プロジェクト助成金の成果の一部である。